

医療コーディネーター業務委託契約書

沖縄県立中部病院長 天願 俊穂(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の各条項により医療コーディネーター業務委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 沖縄県立中部病院の地域医療連携の推進や、経営状況を的確に把握し、持続可能な病院経営につながる経営改革に係る支援業務を、病院経営に関する専門的な知識や実績を有する事業者に委託することにより、収支の改善を図ることを目的とする業務(以下「委託業務」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(委託業務内容)

第2条 次の各号に掲げる事項については、別添仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

- (1) 就業場所
- (2) 業務時間
- (3) 休日
- (4) 業務内容
- (5) 費用負担
- (6) 施設・物品及び情報等の利用
- (7) 情報セキュリティ

(契約期間)

第3条 本契約の期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

(委託金額および請求)

第4条 この契約に基づく金額は、月額●●●円(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、●●●円)、「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後、翌月10日までに甲に請求し、甲は、正当な請求書を受理してから30日以内に乙に支払うものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第5条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(委託金額の変更)

第6条 第4条に規定した委託金額について、物価・経済状況の変化、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

(乙の履行義務等)

第7条 乙は、甲に対して、本契約及び仕様書に定めるところに従い、業務を提供しなければならない

ない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。

(履行遅延)

第8条 甲は乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第 109 条第1項に規定する割合の金額を違約金として乙に請求することができる。

(契約保証金)

第9条 沖縄県病院事業局財務規程第 133 条に基づき、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額)の 100 分の 10 以上を納める。ただし、同条第2項各号に該当する場合は免除される。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、他の業者へ再委託し、又は請け負わせてはならない。

(報告等)

第11条 乙は、毎月の業務が終了するごとに、速やかに月次報告書および勤怠状況を甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第12条 乙及び乙の労働者は、業務の遂行上知り得た情報(個人情報を含む)を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(事故発生時の対応手順)

第13条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。
2 事故報告書は、事故発生の日から起算して 10 日以内に提出するものとする。

(損害賠償)

第14条 委託業務の遂行につき、乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、甲側の取り扱い不十分により生じたと認められる場合は、この限りではない。
2 前項の場合において、その損害が、乙の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定めるものとする。
3 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知するものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。
(1)乙が正当な事由なく契約開始期日を過ぎても業務を遂行しないとき。
(2)第 22 条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3)乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

(4)前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(社会紛争及び天災)

第16条 騒擾、労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、乙は甲が被る損害についてはその責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第17条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙がやむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し甲乙協議するものとする。ただし、甲は、次の各号に該当する場合は直ちに解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が行政上の処分を受けたとき

(3) 乙の業務の処理が著しく不相当であると認められたとき

(4) 乙がこの契約を履行することができないと認められたとき

(予算の減額による契約の解除)

第19条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。ただし、30日前までに契約を解除することが明らかになった場合は、乙に通知するものとする。

(権利の帰属)

第20条 本契約に基づいた業務の実施に当たって発生した権利は、全て甲に帰属するものとする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(特約事項)

第23条 乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引継がなければならない。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙とも記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊穂

乙